

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 事業者の概要

事業者	グレース合同会社
代表者氏名	代表社員 晝間 京子
本社所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 2 電話 04-2936-3147 FAX 04-2907-7312
法人設立年月日	平成 29 年 1 月 5 日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	グレース訪問看護リハビリステーション
事業所の種類	訪問看護または介護予防訪問看護
事業所の所在地（連絡先）	〒358-0046 埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 グレースハウス A101 電話 04-2001-1909 FAX 04-2930-2439
事業所番号	1162890168
通常の事業の実施地域	入間市・飯能市・狭山市・所沢市・青梅市・羽村市・瑞穂町

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	0 名	1 名
従事者	看護師	2 名以上	5 名以上	7 名以上
従事者	准看護師	1 名以上	1 名	2 名以上
従事者	理学療法士	0 名	5 名以上	5 名以上
従事者	作業療法士	1 名	1 名以上	2 名以上
従事者	言語聴覚士	0 名	1 名	1 名
従事者				
合計		5 名以上	13 名以上	18 名以上

(3) 営業時間

<u>曜日</u>	<u>対応時間</u>
平日（月～土曜日）祝日含む	10時～19時
日曜日	休日、原則として緊急対応のみ
12月30日～1月3日	休日、原則として緊急対応のみ

3 サービス内容

●療養上のお世話

※全身状態及び病状の観察 ※食事、排泄、清潔の援助及び管理
※リハビリテーション ※排便コントロール ※ターミナルケア

●診療の補助

※床ずれの処置 ※カテーテル等の医療器具の管理
※人工呼吸器、在宅酸素の管理 ※その他医師の指示による医療処置等

●家族支援

※家族への療養上の指導及び相談 ※家族の健康管理及び健康相談等

4 利用料（別表の利用料金一覧を参照）

指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合、老人保健法及び健康保険法、介護保険法により、厚生労働大臣が定める基準によります。

（使用する保険及び所得によって、負担割合が異なります。）

なお、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた場合300円とする。ただし、難病指定および障害者手帳を所持している場合は無料とする。

5 当ステーションの訪問看護・介護予防訪問看護サービスの特徴

●乳幼児（小児難病、障害児の方）から高齢者（癌末期の方、神経難病の方、脳疾患の後遺症の方、統合失調症の方）まで、すべての年齢層の方を対象としております。

- 特に、難病の方、障害児が得意で十分な対応ができます。理学療法士がおり、リハビリに力を入れています。
- 関係職種・機関と密接な連携をとりながら、介護予防からリハビリ、ターミナルケアまでの一貫した地域保健・医療・福祉の実践に努めます。
- 若手ナースからベテランナースがいて、最先端の看護医療に切磋琢磨してあらゆる研修に参加しています。認知症ケア専門士やケアマネージャーがいます

6 緊急時の対応

- 訪問看護・介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態発生時には、速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐか、救急車による搬送を行います。
- 訪問時以外の緊急時は、24時間電話で対応させていただき、必要な場合には緊急訪問いたします。
(緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算の契約を頂いている方のみ)

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をいたします。

なお、事業者は下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険契約者	(公益財団法人) 日本訪問看護財団
保険名	あんしん総合保険制度

8 当ステーションが提供するサービスについての苦情・相談窓口

(1) 苦情相談窓口

受付担当者	大西 純子(管理者)
解決責任者	晝間 京子(代表社員)
電話	04-2001-1909
受付時間	月曜日から土曜日の10時から19時

※ご不明な点はお遠慮なくお尋ねください。

(2)その他の苦情・相談窓口

埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568
入間市高齢者福祉課	電話：04-2964-1341
所沢市役所介護保険課	電話：04-2998-9420
飯能市役所介護保険課	電話：042-973-2111
狭山市市役所長寿安心課	電話：04-2953-1111
東京都国民健康保険団体連合会	電話：03-5984-2863
青梅市役所健康福祉部高齢介護課	電話 0428-22-1111
瑞穂町役場高齢者福祉課	電話 042-557-0594
羽村市役所高齢福祉介護課	電話 042-555-1111

9 秘密の保持

- ① 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- ② 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ③ 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無

以上

訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

グレース合同会社 グレースホームヘルプ

1. 事業者の概要

事業者	グレース合同会社
代表者氏名	代表社員 晝間 京子
本社所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 2 電話 04-2936-3147 FAX 04-2907-7312
法人設立年月日	平成 29 年 1 月 5 日

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	グレースホームヘルプ
事業所の種類	訪問介護 または 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス
事業所の所在地（連絡先）	〒358-0046 埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 グレースハウス A101 電話 04-2001-1266 FAX 04-2930-2439
事業所番号	1172801753
通常の事業の実施地域	入間市・飯能市・狭山市・所沢市・青梅市・羽村市・瑞穂町

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1 名		管理全般	1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名以上		居宅サービス計画作成等	2 名以上
従事	介護福祉士	1 名以上	1 名以上	訪問介護業務	2 名以上
	実務者研修・初任者研修 修了者		4 名以上	訪問介護業務	4 名以上
	正看、准看師		2 名	訪問介護業務	2 名
	各種専門修了者	行動援護	5 名以上内数		5 名以上内数
事務職員			1 名以上		1 名以上

(3) 営業時間

	サービス提供時間
平日（月～土曜日）	10 時～19 時
日曜日、12 月 30 日～1 月 3 日	定休日

上記のサービス提供曜日及びサービス提供時間帯であっても、調整が不可能で訪問できない場合があります。

尚、時間帯により料金が異なります。詳細は別紙の料金表をご覧ください。

3. サービス内容

- ① 身体介護
 - ・ 食事介助
 - ・ 入浴介助
 - ・ 排泄介助
 - ・ リハビリ
 - ・ 吸引、経管栄養
 - ・ その他相談に応じます

- ② 家事援助
 - ・ 買い物
 - ・ 調理
 - ・ 掃除
 - ・ 洗濯
 - ・ その他相談に応じます

4. 利用料金（別表の利用料金一覧表を参照）

① 訪問介護利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険法により、厚生労働大臣が定める基準によります。介護予防・訪問型サービスに関する利用料は、各市町村の基準によります。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※介護保険適用でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供表を後日、市町村の介護保険担当窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※地域加算、処遇改善加算、が加算されますのでご承知おきください。

② 交通費

通常の実施地域のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

但し通常の実施地域以外にお住まいの方は訪問介護員が訪問するための交通費（実費・1 回 300 円）をご負担して頂くことになります。

③ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、別表の【料金表】に基づいて算定された料金を頂く

場合があります。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

④ その他

- (1) お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気の費用はお客様のご負担となります。
- (2) 自宅でペットを飼育している場合は、当事業所の職員が自宅に伺いサービスを提供している間は、必ずペットを檻や籠に入れる、又は部屋を別にするなどの方法を取り、職員に危害が及ばないようお客様の適切な対応をお願いいたします。
- (3) 料金のお支払方法

原則、口座引き落としになります。当月ご利用分は翌月末日までに利用者様に請求させていただき、引き落とし口座がゆうちょ銀行の場合は翌々月 25 日、それ以外の金融機関の場合は翌々月 27 日に口座引き落としさせていただきます。口座引き落としができなかった場合は、現金でお支払いいただく場合がございます。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。口座引き落としをご希望されない方は、別途ご相談ください。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供に容体の変化があった場合、その他必要があった場合は、事前の打ち合わせにより速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

※上記緊急連絡先に変更が生じたときは、必ずお申し出ください。

尚、緊急時に、利用者・その家族等からの要請に基づき、24 時間以内に訪問介護を行い、サービス提供責任者が担当の介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が訪問介護を提供する必要があると判断している場合、あるいは事後に介護支援専門員によって訪問介護が必要だったと判断される場合には、緊急時訪問介護加算を算定します。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をいたします。

なお、事業者は下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険契約者	(公益財団法人) 日本訪問看護財団
保険名	あんしん総合保険制度

7. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口（相談・要望・苦情等）

- ① サービス提供に関する相談および苦情を受けるための窓口を設置します。
- ② 相談および苦情に円滑かつ適切に対応するための体制・手順は以下のとおりです。
- ③ 利用者からの相談・要望・苦情の申し出を、利用者の介護担当者または受付担当者が受けて、解決責任者と共に、申し出の内容の明確化・事実確認・原因調査・調査の記録・解決の検討を行います。その後解決案を提示し、合意に至るまで話し合いを行います。

苦情相談窓口

受付担当者	府川 春江（サービス提供責任者）
解決責任者	晝間 京子（代表社員）
電話	04-2001-1266
受付時間	月曜日から土曜日の 10 時から 19 時

④ その他の苦情・相談窓口

- ・ 入間市高齢者福祉課 04-2964-1111
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 048-824-2537
- ・ 所沢市役所介護保険課 04-2998-9420

・ 飯能市役所介護保険課	0 4 2－9 7 3－2 1 1 1
・ 東京都国民健康保険団体連合会	0 3－6 2 3 8－0 1 7 7
・ 青梅市役所健康福祉部高齢介護課	0 4 2 8－2 2－1 1 1 1
・ 瑞穂町役場高齢者福祉課	0 4 2－5 5 7－0 5 9 4
・ 羽村市役所高齢福祉介護課	0 4 2－5 5 5－1 1 1 1
・ 狭山市役所長寿安心課	0 4－2 9 5 3－1 1 1 1

8. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

9. 秘密の保持

- ① 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- ② 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ③ 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地：	埼玉県入間市大字南峯 3 3 7 - 1 2
法人名：	グレース合同会社
代表者名：	晝間京子

説明者

事業所名：	グレースホームヘルプ
サービス提供責任者：	府川 春江 (印)

私（利用者、家族）は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

住所	
氏名	(印)

家族代表・（代理人）

住所	
氏名	(印)
続柄	

居宅介護・重度訪問介護・行動援護 重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. グレース合同会社 グレースホームヘルプ

(1) 事業者の概要

事業者	グレース合同会社
法人種別	合同会社
代表者氏名	代表社員 晝間 京子
本社所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 2 電話 04-2936-3147 FAX 04-2907-7312
法人設立年月日	平成 29 年 1 月 5 日
法人が所有する事業所の種類・数	訪問看護（医療保険、介護保険）、訪問介護（介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス） 相談支援事業（計画相談・児童相談） 3 種類
通常の事業の実施地域	入間市・飯能市・狭山市・所沢市・青梅市・羽村市・瑞穂町

(2) 事業所の概要

事業所名	グレースホームヘルプ
事業所の種類	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
事業所番号	1112800584（平成 30 年 8 月 1 日指定）
事業所の所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 グレースハウス A101 電話 04-2001-1266 FAX 04-2930-2439

(3) 同事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者			1 名		管理全般	1 名
サービス提供責任者		介護福祉士	2 名以上		個別支援計画作成等	2 名以上
従事者	介護福祉士	介護福祉士	1 名以上	1 名以上	居宅介護・重度訪問介護業務	1 名以上
	実務者・初任者研修修了者	研修修了者		4 名以上	居宅介護・重度訪問介護業務	4 名以上
	正看・准看	看護師		2 名	居宅介護・重度訪問介護・行動援護業務	2 名
	各種専門修了者	行動援護		5 名以上内数	行動援護	5 名以上内数
事務職員			1 名兼務	1 名以上	一般事務	2 名以上

(4) 営業時間

	サービス提供時間
平日（月～土曜日）祝日含む	10 時～19 時
日曜日、12 月 30 日～1 月 3 日	定休日

サービス提供時間は利用者の必要性に応じて上記以外でも可能です。

上記のサービス提供曜日及びサービス提供時間であっても、調整が不可能で訪問できない場合があります。

尚、時間帯により料金が異なります。詳細は別紙の料金表をご覧ください。

2. サービス内容

(ア) 身体介護

・食事介助

(イ) 家事援助

・買い物

- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・リハビリ
- ・吸引、経管栄養
- ・その他相談に応じます
- ・調理
- ・掃除
- ・洗濯
- ・その他相談に応じます

3. 利用料金

(ア) 訪問介護利用料

障害者総合支援法による給付サービスを利用する場合は、障害者総合支援法により、厚生労働大臣が定める基準によります。

但し、障害者総合支援法の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※地域加算、処遇改善加算、ベースアップ等支援加算が加算されますのでご承知おきください。

(イ) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

但し、上記以外にお住まいの方は訪問介護員が訪問するための交通費

(実費・1回300円)をご負担して頂くことになります。

(ウ) キャンセル料

利用者の都合によるキャンセルの場合でも事業者はキャンセル料をいただいておりますが、キャンセルの場合は速やかに必ず下記までご連絡ください。

携帯 070-6630-6019

その他

- (1) お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気の費用はお客様のご負担となります。
- (2) 自宅でペットを飼育している場合は、当事業所の職員が自宅に伺いサービスを提供している間は、必ずペットを檻や籠に入れる、又は部屋を別にするなどの方法をと

り、職員に危害が及ばないようお客様の適切な対応をお願いいたします。

(3) 料金のお支払方法

原則、口座引き落としになります。当月ご利用分は翌月末日までに利用者様に請求させていただきます、引き落とし口座がゆうちょ銀行の場合は翌々月 25 日、それ以外の金融機関の場合は翌々月 27 日に口座引き落としさせていただきます。口座引き落としができなかった場合は、現金でお支払いいただく場合がございます。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。口座引き落としをご希望されない方は、別途ご相談ください。

4. 緊急時の対応方法

サービスの提供に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族へ連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族代表等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

※上記緊急連絡先に変更が生じたときは、必ずお申し出ください。

尚、緊急時に、利用者・その家族等からの要請に基づき、24 時間以内にサービスを行なった場合、緊急時対応加算を算定します。

5. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口（苦情・相談・要望等）

担当：苦情受付担当者 竹本 純子（サービス提供責任者）

苦情解決責任者 晝間 京子（代表社員）

電話：04-2001-1266（午前 10 時～午後 7 時まで） FAX： 04-2930-2439

第三者委員 山口 由美 十文字学園女子大学 人間生活学部人間福祉学科 准教授

※ご不明な点はご遠慮なくお尋ねください。

その他の苦情・相談窓口（電話）

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ・ 入間市障害者支援課 | 0 4 - 2 9 6 4 - 1 1 1 1 |
| ・ 所沢市役所障害福祉課 | 0 4 - 2 9 9 8 - 9 1 1 6 |
| ・ 飯能市役所障害者福祉課 | 0 4 2 - 9 8 6 - 5 0 7 2 |
| ・ 狭山市役所障害者福祉課 | 0 4 - 2 9 5 3 - 1 1 1 1 |
| ・ 埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会 | 0 4 8 - 8 2 2 - 1 2 4 3 |
| ・ 青梅市役所健康福祉部障害者支援課 | 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1 |
| ・ 瑞穂町役場福祉課障害係 | 0 4 2 - 5 5 7 - 0 5 7 4 |
| ・ 羽村市役所障害福祉課 | 0 4 2 - 5 5 5 - 1 1 1 1 |
| ・ 福祉サービス運営適正化委員会 | 0 3 - 5 2 8 3 - 7 0 2 0 |

FAX 0 3 - 5 2 8 3 - 6 9 9 7

居宅介護等の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

事業者	グレース合同会社
本社所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 2 電話 04-2936-3147 FAX 04-2907-7312
事業所名	グレースホームヘルプ
事業所の所在地（連絡先）	埼玉県入間市大字南峯 337 番地 1 グレースハウス A101 電話 04-2001-1266 FAX 04-2930-2439
説明者・職名	サービス提供責任者 印

私は本書面により居宅介護等の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

家族代表者（保護者）・代理人

住所

氏名 印

続柄

重要事項説明書

この重要事項説明書は「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定ならびに社会福祉法第76条及び第77条の規定「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用者等に対して説明するものです。

1. 事業者

(1) 法人名 グレース合同会社

(2) 所在地 埼玉県入間市南峯337-12

(3) 電話番号 04-2001-1266 (通常)、04-2936-3147

FAX 04-2930-2439 (通常)、04-2907-7312

(4) 代表者氏名 晝間 京子

(5) 設立年月日 平成29年1月5日

(6) 事業者の理念

- ・ご利用者の人権と尊厳を守りつつ、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援を提供します。
- ・ご家族との連携を深めながら、ご利用者に安心安全かつ明るい雰囲気の中で支援を提供します。
- ・ご利用者の社会性や自立心の発達を促せるよう、スタッフの専門技能の向上を図り質の高い支援を提供します。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の開始日 令和3年5月1日

(2) 事業内容

指定特定相談支援事業 (入間市指定 第1132800630号)

指定障害児相談支援事業 (入間市指定 第1172800235号)

(3) 事業所の名称 グレース相談支援センター

(4) 事業所所在地 埼玉県入間市大字南峯337番地3 コンフォートアークB102

(5) 電話番号 04-2001-1266 (通常)、04-2936-3147

FAX 04-2930-2439 (通常)、04-2907-7312

(6) 事業所長(管理者) 氏名 晝間 大郎

3. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※上記の職員数は、利用人数および事業を進める上で変動する場合があります。

管理者	1名	常勤(兼)
相談支援専門員	1名以上	常勤1名(兼)
支援を担当する者		非常勤1名(兼)

4. 営業時間

(1) 開業日 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 休業日 年末年始(12月29日～1月3日)

(3) サービス提供時間 8:30～17:30

5. 事業所が提供するサービス内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「利用計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとします。

- ① 相談支援専門員は利用計画の作成に当たっては、利用者及びその保護者（以下、「利用者等」という。）の希望を踏まえて作成いたします。
- ② 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③ 相談支援専門員は、利用計画の作成の開始にあたっては、地域における障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に提供し、利用者等にサービスの選択を求めるものとします。
- ④ 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して利用者等及び家族の置かれている状況、利用者等が希望する生活、解決すべき課題等を把握（「アセスメント」という。）します。
- ⑤ 相談支援専門員は、利用者等の同意を得て、利用計画案を利用者に交付します。
- ⑥ 相談支援専門員は、支給決定後、各事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議等により利用計画案の内容の説明及び意見を求めるものとします。
- ⑦ 前項により意見を求めた利用計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、利用計画を利用者等に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の変更

利用者等が利用計画の変更を希望した場合、または事業者がアセスメントやモニタリングの結果を踏まえ、利用計画の変更が必要と判断した場合は、合意に基づき利用計画を変更します。

6. 事業実施地域

入間市

7. サービス利用料金

- (1) 指定障害児相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。

8. サービス利用料金のお支払方法

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月末日までに請求書をお送りしますので、下記の方法でお支払いをお願いいたします。

ア. 口座振替（利用翌月25日に自動引き落とし、契約時等に手続きをお願いします。）

イ. 口座振込（請求翌月25日まで振込みをお願いいたします。振込先は請求書へ記載しています。）

ウ. 当事業所へ直接現金でのお支払い（請求翌月25日までにお支払い願います。）

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

- (1) 本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、相談支援事業を提供した日から5年間です。
- (2) 本事業所従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の情報を、漏らすことはありません。

9. 利用計画の利用に関する留意事項

- (1) 事業提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者等に説明するとともに、利用者等に対して利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- (2) 利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員について、お気づきの点やご要望がありましたら、苦情・相談窓口にご遠慮なくご相談ください。

10. 苦情の受付について

- (1) 本事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○＜苦情受付窓口（担当者）＞相談支援専門員 晝間京子

○苦情解決責任者 管理者 晝間大郎

○第三者委員 山口由美 十文字学園女子大学

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

入間市 福祉部 障害者支援課	所在地：入間市豊岡1-16-1 電話番号：04-2964-1111
埼玉県運営適正化委員会	所在地：さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F 電話番号：048-822-1243

令和 年 月 日

相談支援事業所「グレース相談支援センター」のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	グレース合同会社	代表社員	晝間 京子
事業所	グレース相談支援センター	管理者	晝間 大郎
説明者	相談支援専門員	_____ 印	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援事業所「グレース相談支援センター」のサービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 利用者 _____ 印

本人が障害の状況で記入できないため、

代筆者 _____（続柄 ）が代筆、押印

保 護 者 保護者 _____ 印